

報道関係者 各位

平成29年7月10日

【照会先】

秋田労働局 労働基準部 監督課

監督課長 町田 良則

監督係長 袴田 周

電話 018-862-6682

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果を公表します ～秋田労働局版～

秋田労働局（局長 松本安彦）では、平成28年4月から平成29年3月までに、長時間労働が疑われる263事業場に対して実施した、県内6労働基準監督署による監督指導の実施結果を取りまとめましたので公表します。

この監督指導は、1か月当たり80時間を超える残業が行われた疑いのある事業場や、長時間労働による過労死などに関する労災請求があった事業場を対象としています。

対象となった263事業場のうち、違法な時間外・休日労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行ったのは155事業場（58.9%）でした。なお、このうち、実際に月80時間を超える残業が認められたのは125事業場（80.6%）でした。

秋田労働局では今後も、月80時間を超える残業が疑われる事業場などに対する監督指導の徹底をはじめ、長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行ってまいります。

【平成28年4月から平成29年3月までに実施した監督指導結果のポイント】

（1）監督指導の実施事業場： 263事業場

このうち、212事業場（全体の80.6%）で労働基準法などの法令違反あり。

（2）主な違反内容 [（1）のうち、下記①から③の法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]

① 違法な時間外・休日労働があったもの： 155事業場（58.9%）

うち、時間外・休日労働^{※1}の実績が最も長い労働者の時間数が

1か月当たり80時間を超えるもの： 125事業場（80.6%）

1か月当たり100時間を超えるもの： 80事業場（51.6%）

1か月当たり150時間を超えるもの： 20事業場（12.9%）

1か月当たり200時間を超えるもの： 1事業場（0.6%）

なお、監督指導の内容を分析したところ、特定の労働者に業務が集中している実態が疑われるもので、全労働者が同じ時間数で労働している状況にはないものと推測される。

② 賃金不払残業があったもの： 20事業場（7.6%）

うち、時間外労働の最も長い労働者の時間数が

1か月当たり80時間を超えるもの： 12事業場（60.0%）

③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの： 25事業場（9.5%）

■ 主な健康障害防止に関する指導の状況 [（1）のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]

① 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの： 217事業場（82.5%）

うち、時間外労働を月80時間^{※2}以内に

削減するよう指導したもの 153事業場（70.5%）

② 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの： 30事業場（11.4%）

うち、時間外労働の最も長い労働者の時間数が

1か月当たり80時間を超えるもの： 14事業場（46.7%）

※1 法定労働時間を超える労働のほか、法定休日における労働も含む。

※2 脳・心臓疾患の発症前1か月間におおむね100時間または発症前2か月間から6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務との関連性が強いとの医学的知見があるため。

【別添1】 平成28年4月から平成29年3月までに実施した監督指導結果

【別添2】 監督指導事例

平成28年度に実施した監督指導結果

1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

○ 重点監督実施状況

平成28年度（平成28年4月～平成29年3月）に、263事業場に対し重点監督を実施し、212事業場（全体の80.6%）で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが155事業場、賃金不払残業があったものが20事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが25事業場であった。

表1 重点監督実施件数等

業種	事項	重点監督実施事業場数（注1）	労働基準関係法令違反があった事業場数（注2）	主な違反事項		
				労働時間（注3）	賃金不払残業（注4）	健康障害防止対策（注5）
合計		263 (100.0%)	212 (80.6%)	155 (58.9%)	20 (7.6%)	25 (9.5%)
主な業種	製造業	52 (19.8%)	44 (86.0%)	35	1	6
	建設業	41 (15.6%)	35 (85.4%)	27	5	2
	運輸交通業	34 (12.9%)	32 (94.1%)	27	2	3
	商業	49 (18.6%)	36 (73.5%)	22	5	2
	接客娯楽業	26 (9.9%)	18 (69.2%)	15	5	5

（注1）主な業種は監督指導実施事業場数が10を超えるものを計上しているため、合計数とは一致しない。

（注2）かつこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

（注3）労働基準法第32条違反[36協定なく時間外労働を行わせているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせているものなど違法な時間外労働があったもの。]の件数を計上している。

（注4）労働基準法第37条（割増賃金）違反のうち、賃金不払残業の件数を計上している[計算誤り等は含まない。]。

（注5）労働安全衛生法第18条違反[衛生委員会を設置していないもの、設置しているが毎月1回以上開催していないもの又は必要な事項について調査審議を行っていないもの。]、労働安全衛生法第66条違反[健康診断を行っていないもの。]及び労働安全衛生法第66条の8違反[1月当たり100時間以上の時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。]を計上している。

表2 事業場の規模別の重点監督実施件数

事業場の規模別の重点監督実施件数						
合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
263	65 (24.7%)	109 (41.4%)	43 (16.3%)	23 (8.7%)	15 (5.7%)	8 (3.0%)

表3 企業規模別で見た場合の重点監督実施件数

企業規模別で見た場合の重点監督実施件数						
合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
263	14 (5.3%)	39 (14.8%)	25 (9.5%)	35 (13.3%)	65 (24.7%)	85 (32.3%)

2 主な健康障害防止に係る指導状況（指導票を交付したもの）

（1）過重労働による健康障害防止のための指導状況

監督指導実施事業場のうち、217事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を実施することなどの過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表4 重点監督における過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）				
	面接指導等の実施（注2）	衛生委員会等における調査審議の実施（注3）	月45時間以内への削減（注4）	月80時間以内への削減	面接指導等が実施できる仕組みの整備等（注5）
217	25	62	65	153	13

（注1）指導事項は重複があり得る。

（注2）2ないし6月で平均80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者又は1月100時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

（注3）「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

（注4）時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めるよう指導した事業場数を計上している。

（注5）医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

（2）労働時間適正把握に係る指導状況

監督指導実施事業場のうち、**30事業場**に対して、労働時間の管理が不適正であるため、厚生労働省で定める労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準（労働時間適正把握基準）に適合するよう、**労働時間を適正に把握することなどを指導した。**

表5 重点監督における労働時間適正把握に係る指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）					管理者の責務	労使協議組織の活用
	始業・終業時刻の確認・記録	自己申告制による場合			適正な申告の阻害要因の排除		
		自己申告制の説明	実態調査の実施				
30	23	8	11	7	0	0	

（注1）指導事項は、重複があり得る。

3 監督指導において把握した実態

（1）時間外・休日労働時間が最長の者の実績

違法な時間外労働があった監督を実施した**155事業場**において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、**125事業場**で1か月80時間を、うち**80事業場**で1か月100時間を、うち**20事業場**で1か月150時間を、うち**1事業場**で1ヶ月200時間を超えていた。

表6 違法な時間外労働があった事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

45時間以下	45時間超 80時間以下	80時間超 100時間以下	100時間超 150時間以下	150時間超 200時間以下	200時間超
6	24	45	60	19	1

(2) 労働時間の管理方法

監督を実施した263事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、10事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、108事業場でタイムカードを基礎に確認し、37事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、98事業場で自己申告制により確認し、54事業場でその他の方法（例えば、出勤簿）により確認し、始業・終業時刻等を確認し記録していた。

表7 監督実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法（注1）			自己申告制 （注2）	その他 （注2）
使用者が自ら現認 （注2）	タイムカードを基礎 （注2）	ICカード、IDカードを基礎 （注2）		
10	108	37	98	54

（注1）労働時間適正把握基準に定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

（注2）監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合があるため、重複があり得る。

【参考】 前年に同期における監督指導結果

前年同期の監督指導結果は以下のとおり。

ただし、平成27年度における監督対象事業場は、月100時間を超える残業が疑われる事業場などであり、平成28年度においては、月80時間に対象を拡大している。

事項		年		
		平成28年4月～ 平成29年3月	平成27年4月～ 平成28年3月	
監督対象事業場		月80時間超	月100時間超	
監督指導 の実施事 業場	監督実施事業場	263	161	
	うち、労働基準法などの法令違反あり	212 (80.6%)	121 (75.2%)	
主な 違 反 内 容	1 違法な長時間労働があったもの	155 (58.9%)	77 (47.8%)	
	うち、時間外労働 の実績が最も長い 労働者の時間数が	1か月当たり80時間を超えるもの	125 (80.6%)	59 (76.6%)
		1か月当たり100時間を超えるもの	80 (51.6%)	44 (57.1%)
		1か月当たり150時間を超えるもの	20 (12.9%)	8 (10.4%)
		1か月当たり200時間を超えるもの	1 (0.6%)	2 (2.6%)
	2 賃金不払残業があったもの	20 (7.6%)	20 (12.4%)	
	うち、時間外労働の実績が最も長い労働者の時間数が1か月当たり80時間を超えるもの	12 (60.0%)	15 (75.0%)	
	3 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの	25 (9.5%)	13 (8.1%)	
主な健康 障害防止 に関する 指導の状 況	1 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの	217 (82.5%)	122 (75.8%)	
	うち、時間外労働を80時間以内に削減するよう指導したもの	153 (70.5%)	87 (71.3%)	
	2 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの	30 (11.4%)	34 (21.1%)	
	うち、時間外労働の最も長い労働者の時間数が1か月当たり80時間を超えるもの	14 (46.7%)	21 (61.8%)	

監督指導事例

事例1 (製造業)

- 1 労働者に対して、36協定を締結し所轄労働基準監督署に届け出ることなく、違法な時間外労働（最も長い労働者で月約140時間）を行わせた事業場に対し指導を実施。
- 2 労働者に対して、定期健康診断を行っていない事業場に対し指導を実施。

監督指導において把握した事実と労働基準監督署の指導

- 1 労働基準監督官による監督指導において、36協定を締結し所轄労働基準監督署長に届け出ることなく、違法な時間外労働（最も長い労働者で月約140時間）を行わせていたことが判明した。

労基署の対応

- ①労働基準法第32条（労働時間）違反を是正勧告
- ②月80時間以内への削減について専用指導文書により指導
- ③過重労働による健康障害防止措置について専用指導文書により指導

- 2 労働基準監督官が、常時使用する労働者への定期健康診断の実施状況を確認したところ、定期健康診断を実施していないことが判明した。

労基署の対応

- ①労働安全衛生法第66条（健康診断）違反を是正勧告

事例 2 (旅館業)

- 1 労働者に対して、36協定で定める上限時間（特別条項あり）を超えて、違法な時間外労働（最も長い労働者で月約140時間）を行わせた事業場に対し指導を実施。
- 2 一部の労働者に時間外・休日労働に対する割増賃金を固定残業代として支払っていたが、固定残業代に含まれている時間数を超えて行わせた時間外・休日労働に対する割増賃金を支払っていなかった事業場に指導を実施。

監督指導において把握した事実と労働基準監督署の指導

- 1 労働基準監督官による監督指導において、36協定で定める上限時間（特別条項あり）を超えて、違法な時間外労働（最も長い労働者で月約140時間）を行わせていたことが判明した。

労基署の対応

- ①労働基準法第32条（労働時間）違反を是正勧告
- ②36協定の不適正な運用について原因を分析し、適切な運用を図るための具体的な再発防止対策を検討するよう指導
- ③月80時間以内への削減について専用指導文書により指導
- ④過重労働による健康障害防止措置について専用指導文書により指導

- 2 労働基準監督官が長時間労働に対しての割増賃金を確認したところ、一部労働者について固定残業代の支払のみで、含まれている時間数以上の時間外労働に対して割増賃金を支払っていなかったことが判明した。

労基署の対応

- ①労働基準法第37条（割増賃金）違反を是正勧告